

公募型見積合わせの執行について
【城東区役所 市民協働課（市民活動支援）】

令和 8 年 9 月 11 日(金)

大阪市城東区長 吉村 悟

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1 見積合わせに付する事項	
(1) 案件番号	市活 0 8 0 9 1 0 4
(2) 案件名称	「城東区人権サミット」ポスター及びチラシ印刷
(3) 数量・特質	別紙仕様書のとおり
(4) 納入期限	【令和 8 年 10 月 20 日(火)】
2 日程	
(1) 見積書提出期限	【令和 8 年 9 月 29 日(火)】 【午後 5 時】
(2) 参加資格審査資料等提出期間	今回、参加資格審査資料の提出はありません。
(3) 仕様書に関する質問期間及び質問方法（同等品申請を含む）	令和 8 年 9 月 11 日(金)～令和 8 年 9 月 17 日(木) 午後 5 時 30 分までに記載のメールアドレスに送信すること。 tq0002@city.osaka.lg.jp
(4) 質問に対する回答	質問の回答は、令和 8 年 9 月 25 日(金)に城東区役所ホームページ上の「入札契約情報」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。
(5) 質問回答掲載場所	https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000684368.html
(6) 契約相手方通知日	原則として、2（1）の見積書提出期間の締切日（くじ等の場合は、当区の定めた日時による）の翌開庁日とし、5 事業担当から電話にて通知する。
(7) 【FAX による見積書提出の場合】 契約相手方の見積書持参・郵送期限	2（6）の契約相手方通知日の翌々開庁日午後 5 時 30 分まで必着
3 参加資格	
(1) 令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に【05:活平版】で登録していること。 (2) 見積書提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。 (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。	
4 見積書提出方法等	
(1) 提出書類	事業請負見積書
(2) 提出書類の交付場所	事業請負見積書については、ホームページにて配布
(3) 提出方法	事業請負見積書を持参又は郵送若しくは FAX にて提出すること。 2（1）の提出期間内に必着。FAX の場合は送信後に着信を電話にて、5 事業担当に確認すること。 ※ 併せて見積書の内訳を提出すること。（様式・提出方法は問わない。）
(4) 提出場所	5 事業担当に同じ

5 事業担当	
城東区役所 【市民協働課（市民活動支援）】	大阪市城東区中央 3－5－45 城東区役所 3 階 35 番窓口 【担当：草野・山内】 【電話：06-6930-9093】 FAX：050-3535-8685
6 契約条項を示す場所	
城東区役所総務課	大阪市城東区中央 3－5－45 電話：06-6930-9625
7 その他事項	
(1) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 (2) 大阪市契約規則第 37 条第 1 項に該当するときは、契約保証金を免除する。 (3) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。 (4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 (5) 決定後、契約締結までに、決定者は大阪市暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 17 日制定）第 8 条第 2 項の規定に基づく、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。 (https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000012675.html) (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。	